

復興・創生への取り組み 地域の豊かな未来へ向けて



復興への取り組み

当金庫では、震災からの復旧・復興をはじめ、全国の信用金庫ネットワークを活かした交流人口の増加に取り組んでおります。これまでの信用金庫業界との繋がりにより、震災の風化防止と風評被害払拭に向けた活動が評価され、第6回ふくしま産業賞 特別賞、第24回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」を受賞いたしました。今後も被災地復興へ向けて、役職員一同で取り組んでまいります。



取組事例 1 被災地視察の受け入れ

令和2年12月、静岡県沼津信用金庫様が当地域の現状を視察されました。

令和3年3月には、沼津信用金庫様が開催された第6回地域防災企画展において、東日本大震災発生から東北の復興の歩みを発信していただきました。



震災復興関連施設を視察される沼津信用金庫様



沼津信用金庫様防災企画展に展示された「福相双」

取組事例 2 震災の風化防止

東日本大震災から10年の節目となった令和3年3月9日から11日に、放射能による被害を受けた地域で活動する広島県の広島信用金庫様と長崎県のたちばな信用金庫様との相互交流の一環として、両金庫に当地域の現状を視察いただきました。また、同行いただいた全国信用金庫協会様と信金中央金庫様、双葉町、大熊町とともに、福島復興のシンボルJヴィレッジより復興の歩みを続ける被災地とコロナ禍と戦う全国にエールを発信しました。



被災地への支援に対する感謝とコロナ禍と戦う全国へのエール



東日本大震災・原子力災害伝承館を視察



双葉町産業交流センター屋上展望台より復興状況を視察

取組事例 3 復興関連施設の視察

震災からの復興・再生を支えていく地域金融機関として、職員自らが復興状況に理解を深めるため、浪江町や双葉町の東日本大震災・原子力災害伝承館などの視察を行いました。この視察により改めて地域金融機関としての使命を感じ、職員一人一人が地域復興の一助となるよう目指してまいります。



佐藤浪江副町長から説明を受ける職員



地方創生への取り組み

新産業の創出による街づくり

令和2年3月31日、福島イノベーション・コースト構想の核となる福島ロボットテストフィールド（南相馬市）が全面開所しました。福島県は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を進めています。

当金庫は、地域に根差す協同組織金融機関として、新産業の創出による街づくりを支援するため、令和2年12月21日に南相馬市と地域産業活性化に関する連携協定を締結いたしました。令和3年3月にはロボテス定期積金「飛躍」を発売し、「ロボットのまち南相馬」の情報発信を行いました。今後も、地域の復興に向け新産業の育成、情報発信、交流人口の拡大に取り組んでまいります。



南相馬市と地域産業活性化に関する連携協定締結

福島ロボットテストフィールドの主な施設



福島ロボットテストフィールド全景



緩衝ネット付飛行場



屋内水槽試験棟

新規創業先の販路拡大支援

当金庫のお取引先である株式会社クフウシャ様は、自律移動ロボット及び協働ロボットシステムの開発・製造業として平成26年10月に神奈川県相模原市内で創業しました。同社は、ロボット事業の強化を図るため、平成31年3月ロボット関連産業の集積に取り組んでいる南相馬市に事業所を開設し、自律型ドライ清掃ロボット「Asion」の製品化に繋がりました。

当金庫は、同社の運転資金ニーズに対応するとともに、ビジネスマッチングイベントの案内などによる販路支援のほか、生産体制確立に向けた地元企業との連携に係る支援を行っております。



ビジネスマッチ東北
2021春
株式会社クフウシャ
(Kufusha Inc.)
<https://www.kufusha.com/>

新型コロナウイルス感染症への取り組み

「新型コロナウイルス経営対策資金」および各種制度融資の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様を支援するため、令和2年4月15日より「新型コロナウイルス経営対策資金」および中小企業制度を利用した融資等に取り組んでおります。しんきんプラザでは、休日相談窓口を設置しております。

令和3年4月末現在
 申込件数：327件
 実行金額：61億2千3百万円

〈休日相談窓口〉 あぶくましんきんプラザ

午前の部 9:30～11:30 電話番号 0244-25-3641
 午後の部 12:30～16:00 フリーダイヤル 0120-635-313

新型コロナウイルス感染症予防対策

お客様に安心して当金庫をご利用いただけるよう、感染予防対策に取り組んでおります。

- 抗ウイルス・抗菌コーティングの施行
 全営業店と本部において、光触媒ハイブリッド銀チタンコート剤による抗菌コーティングを施工し、接触感染リスクの低減を図っております。



- ATMへ抗菌液晶保護フィルム張り付け
- 飛沫防止アクリルパネルの設置
- 手指消毒スタンドの設置
- 顔認証温度計の設置



(本部受付)

震災から10年の「福島の今」を発信



東日本大震災から10年。被災地では震災で失われた産業の回復、新たな街づくりへの取り組みが進められています。その一方で、被災地への関心が薄れる「風化」が進み、さらに福島には「風評被害」も根強く残っています。

当金庫は、地域の復興に向けて「福島の今」を発信し、風化防止と風評被害の払拭、交流人口の拡大に取り組んでまいりました。これまでの活動が評価され、第24回信用金庫社会貢献賞「Face To Face賞」を受賞いたしました。今後も被災地復興へ向けて、役職員一同で取り組んでまいります。

あぶくま信用金庫創立70周年記念 第53回福島県サイクリススポーツ南相馬大会 兼 南相馬ファミリーサイクリング大会への協賛・運営協力

令和2年10月25日に、金庫創立70周年記念事業の一環として、「過去から現在、そして未来へ繋がる南相馬を走ろう」をテーマに、「第53回福島県サイクリススポーツ大会」が開催されました。約150人のサイクル愛好者が参加し、原町区の福島口ボットテストフィールドや小高区の相馬小高神社など、地域の歴史や文化、最先端技術などに触れながら全長36kmを駆け抜けました。

当金庫は、検温やマスク着用などの新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、参加者へのおもてなしと大会運営をサポートいたしました。





令和2年度 地域貢献へのあゆみ

令和2年4月から令和3年3月までの地域貢献活動をご紹介します。

| 令和2年 | |
|----------|--|
| 4月1日 | 福島県8金庫『SDGs 共同宣言』を公表 ① |
| 4月1日 | しんきん iDeCo (個人型確定拠出年金) の取扱開始 |
| 4月15日 | 新型コロナウイルス経営対策資金取扱開始 |
| 6月15日 | 福島県内信用金庫一斉クリーン作戦を実施 |
| 7月31日 | 浪江町「道の駅なみえ」へ木製ベンチ寄贈 |
| 8月11日 | 南相馬市花火打ち上げ事業へ協賛 |
| 9月2日 | インターンシップ受け入れ |
| 9月3日 | 飯舘村「いいたてパークゴルフ場」へベンチ寄贈 |
| 9月12日 | 金庫創立70周年 ② |
| 9月14日 | 南相馬市立原町第三中学校の職場体験学習を受入 |
| 10月12日 | 久之浜支店をいわき支店の店舗内店舗として移転 |
| 10月12日 | カードローン「かなエール」取扱開始 |
| 10月14日 | 福島県内信用金庫一斉クリーン作戦を実施 |
| 10月25日 | 金庫創立70周年記念 第53回福島県サイクリング大会兼南相馬大会兼南相馬ファミリーサイクリング大会の運営協力 ③ |
| 10月 | 福祉施設へひざ掛け寄贈 |
| 11月2日 | あぶしんマネースクールを開催(南相馬市立高平小学校) |
| 11月11日 | 金庫創立70周年記念 第4回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会を開催 ④ |
| 12月21日 | 南相馬市と地域産業活性化に関する連携協定の締結 |
| 令和3年 | |
| 2月5日 | 第6回ふくしま産業賞 特別賞を受賞 ⑤ |
| 2月22日 | 企業版ふるさと納税を活用し相馬市へ寄附 |
| 2月25日 | 「福相双」を地元高校の卒業生に寄贈 |
| 3月9日 | 企業版ふるさと納税を活用し当金庫推薦により信金中央金庫から南相馬市へ寄附 |
| 3月9日~11日 | 広島信用金庫様(広島県)・たちばな信用金庫様(長崎県)との相互交流 ⑥ |
| 3月10日 | 第15回ビジネスマッチ東北2021春へ参加 ⑦ |



地域とともに

コーポレートデータ

業績のご報告(資料編)

営業のご案内

SDGs への取り組み

福島県8信用金庫は、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の目指す理念に賛同し、2020年4月に『SDGs共同宣言』を公表しております。

参考：<http://www.abukuma.co.jp/img/topics/sdgs.pdf>



地域経済を元気に



- 地域活性化へ向けた各市町村との連携
- 地域創生支援ローンの取り扱い
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達手法の提供
- ビジネスマッチング等の活用による経営支援
- 会員組織「あぶくま元気塾」における経営セミナーや講演会の開催
- 全国の信用金庫のネットワークを活用した交流人口増加への取り組み



3月10日「ネクサスファームおおくま」視察

地域社会との共生



- AED の設置
- 「ソーシャルボンド^{*1}」への投資
(※1 社会的課題対処に充当される債券)
- インターンシップ学生の受入
- 子供たちへの金融教育「マネースクール」を実施
- 障がい者への支援
(店舗のバリアフリー化、多目的トイレの設置等)
- 公共施設等への寄附・寄贈



マネースクールの開催



インターンシップ受入

地域環境を守るために



- 地球温暖化防止対策推進のため「福島議定書」へ参加
- 福島県内信用金庫一斉クリーン作戦を実施
- クールビズ・ウォームビズの実施
- 「グリーンボンド^{*2}」への投資(※2 環境改善に充てられる債券)
- ペーパーレス会議システムの導入
- 災害発生時の備え(備蓄品・防水板の設置)



台風19号の被害後、防水板を設置

■ ソーシャルボンド(日本学生支援機構が発行する日本学生支援債券)への投資

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、経済的に困窮した学生への支援の一環として、第61回および第62回日本学生支援債券への投資を行いました。今後も未来を担っていく若者への支援に継続して取り組んでまいります。当金庫は、本債券を始めとしたSDGs債への投資を継続的に実施することで、今後も社会的役割を果たしてまいります。

金融ジャーナル 2021年2月号掲載記事▶





人材育成・働き方改革

当金庫では、お客様への質の高い金融サービスが提供できるよう、さまざまな研修や資格取得による能力向上に努めております。また、お客様への真心をこめたサービスが提供できるよう、「すべての職員が、いきいきとやりがいのある職場づくり」に取り組んでおります。

人材育成制度

■ 新入職員研修



入庫前研修の様子

■ 外部講師による研修

新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年度よりオンライン研修を行っております。



■ メンター制度

新入職員(メンティ)の精神面のサポートおよびモチベーション・業務スキルの向上を図るため、メンター制度を導入しています。年齢の近い先輩が良き助言者・相談者(メンター)として新入職員の相談にのることで、業務への不安を取り除き、信用金庫人としての育成の一助となっています。

■ 資格取得の奨励

各種通信講座や資格試験の受験を奨励し、試験合格者には奨励金を支給して、スキルアップに対する支援を行っております。
(当金庫職員の主な保有資格)

- 中小企業診断士
- 証券アナリスト
- 宅地建物取引士
- 1級ファイナンシャル・プランニング技能士
- 2級ファイナンシャル・プランニング技能士

■ eラーニングシステムを用いた自己啓発支援

令和2年度より職員の自己研鑽を支援する取り組みとして、信金中央金庫様が提供するSels(eラーニングシステム)を導入しております。職員の知識習得・意識向上により、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。



ワークライフバランスの取り組み

当金庫では、「すべての職員が、いきいきとやりがいのある職場環境作り」に取り組んでおります。

- サンクスカードの導入
- 一人当たり平均残業時間**1.01**時間/月
- 一人当たり有給休暇取得日数**18.85**日/年
- 健康増進(人間ドッグ・脳ドッグ検診の助成)
- ストレスチェック実施によるメンタルヘルスのケア
- 専門家によるカウンセリングの実施
- 職場外での交流
- 女性職員の制服廃止



第1回Thanksカード月間MVP表彰



お客様の利便性向上のために

あぶくま信用金庫では、皆様から愛される金融機関を目指し、毎年「お客様アンケート」を実施しております。令和2年度も、多くのお客様から貴重なご意見・ご要望を頂戴することができました。お客様の声を真摯に受け止め、より一層の金融サービス向上に向けて努力してまいりますので、今後ご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

お客様アンケートの調査結果について

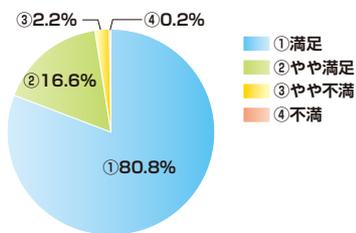
調査対象：窓口ご来店のお客様および得意先による訪問先

調査方法：無記名による回収箱への投函および郵送での返信

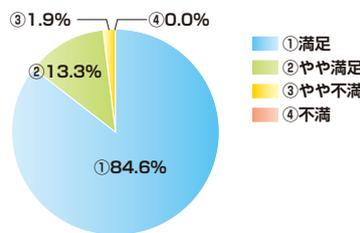
実施時期：令和3年1月～令和3年3月

回答数：403件

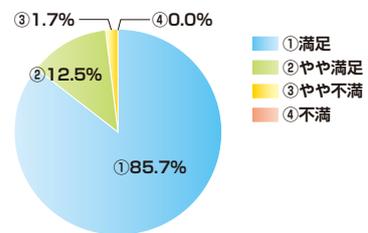
1. 当金庫の各種業務、サービス等の提供について、総合的な評価はいかがですか？



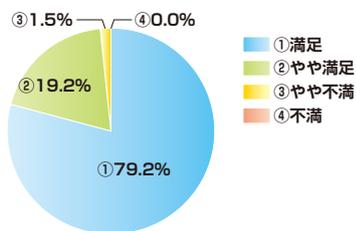
2. 窓口・渉外担当者は、明るい笑顔とめくもりのある挨拶で対応していますか？



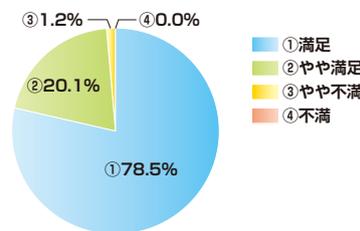
3. 当金庫職員は、ご相談・ご質問について誠意をもって対応をしていますか？



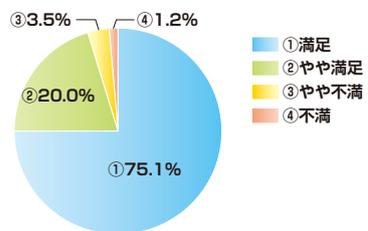
4. ご来店時の待ち時間はいかがですか？または、渉外担当者がご訪問際の時間や約束事は守られていますか？



5. 商品内容等について、分かりやすく説明していますか？



6. ATMの機能や稼働時間についてはいかがですか？



※比率は切り捨てにて表示しております。合計が一致しない場合があります。

お客さまからのご意見・ご要望

- ATMを増やしてほしい。夜間の利用時間を少し長くしてほしい。
- 地元に着した金融機関であってほしい。

今回のアンケートでは、多くのご意見・ご要望などをお聞かせいただきました。今後、アンケート結果をふまえ、お客様のご期待に応えられるよう、職員のスキルアップに努めてまいります。

これまでのアンケートによるご意見・ご要望をふまえた取り組み事例

- 駐車場の整備（令和2年度 富岡支店、令和元年度 本店営業部）
- ATM 待合スペースの整備等

頂戴したご意見・ご要望をもとに、お客様の利便性向上に努めてまいります。



災害発生時の対応(業務継続体制の整備)

当金庫では、地震などの自然災害やシステム障害など不測の事態に備え、BCP(事業継続計画)を策定するとともに、適宜見直しによる体制整備の強化に取り組んでおります。

「しんきんdirect」を活用した迅速な情報共有

当金庫は、大雨・地震等による自然災害が発生した場合、お客様への金融・決済機能の維持を図るには、役職員間の迅速・適切な情報共有が必要であるという認識のもと、「しんきん direct」を活用する体制を整備いたしました。

令和3年2月に発生した福島県沖地震においては、本アプリで店舗の被害状況等を役職員間で共有し、業務継続維持に努めました。

*「しんきん direct」は、信金中央金庫および(株)LisB が運営するオンラインコミュニケーションアプリです。



デジタル化への対応

コロナ禍の中、テレワークの普及など人々の生活スタイルが変化したことによる顧客ニーズに応えるため、非対面・非接触等の新しいサービスの提供に取り組んでおります。

デジタル化による新たなFace To Face

当金庫では、コロナ禍におけるデジタル化が加速化する中、新たなコミュニケーションツールとして「しんきん direct」を導入いたしました。本ツールの導入により、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援に加え、遠方に避難されたお客様とのコミュニケーションが可能となり、全営業店・本部が一体となったお客様支援に取り組んでおります。

さらに、地区内の景気動向をまとめた景況レポートの提供や自治体の補助金制度の案内など、お客様のニーズに合った情報提供を行っております。



あぶしん通帳アプリの機能追加

スマホでいつでも入出金明細や残高を確認できる「あぶしん通帳アプリ」の機能が拡充しました。

口座番号そのままスマホでカンタン登録！
保有口座を最大5つまで登録できます！



令和3年6月20日 追加機能

通帳レス定期預金

(個人のお客様が対象)

お客様自身の操作により、
総合口座担保定期預金の
新約・解約が可能



最長10年分の入出金明細が閲覧可能に！

- 期間や金額で明細を検索
- 明細詳細にメモを書いたり、明細のファイルも保存可能

移動相談会の取り組み

東日本大震災および福島第一原発事故により被災されているお客様からの預金の払い出し等の申し出や各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため業務推進部内に「お客様サポート室」を設置し、同室のメンバーを中心に移動相談会を開催しております。

| 開催場所 | 開始年月 | 受付時間 | 開催頻度 | 受付人員 | 業務内容 |
|--------------------------|---------|---------------|------|------|--|
| 福島市 県営北沢又団地集会所 | 平成25年5月 | 10:00 ~ 12:00 | 週1回 | 2名 | 1. 相談業務 ・ 既往貸付の返済、条件変更、新規貸付 ・ 各種相談 |
| 二本松市 石倉団地集会所 | 平成25年5月 | 10:00 ~ 12:00 | 週1回 | 2名 | 2. 事務関連業務 ・ 預金の取次ぎ |
| 郡山市 復興公営住宅東原団地 1号棟集会所 | 令和2年4月 | 10:30 ~ 12:30 | 週1回 | 2名 | ・ 通帳・カード等の再発行 ・ その他 |

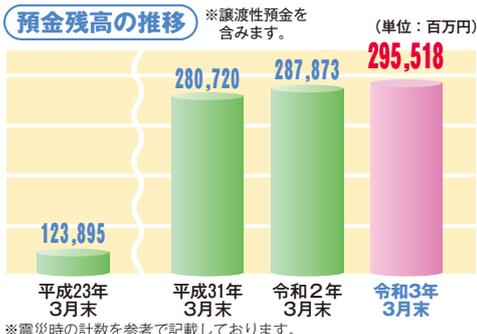
業績ハイライト

令和2年度は、中期経営計画「あぶくま『共創力』発揮3カ年計画」の最終年度となり、前年度に引き続き地域密着型金融のより一層の「深化×進化」に取り組んでまいりました。

預金・貸出金の状況

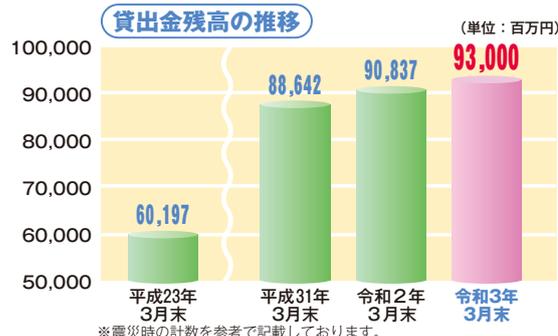
総預金 令和2年度 預金残高 **2,955億円**

創立70周年記念定期の販売により、対前年度比76億円増加し、過去最高の期末残高となりました。また、総預金残高のうち個人預金が66.5%を占めております。



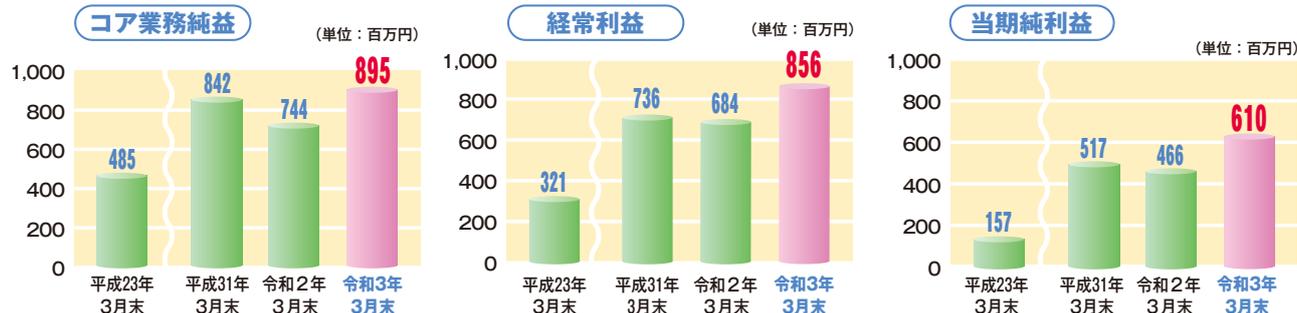
貸出金 令和2年度 貸出金残高 **930億円**

地域復興に向けたニーズおよび新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者への資金繰り支援に積極的に対応した結果、対前年度比21億円増加いたしました。



損益の状況

令和2年度の業績は、おかげさまで当期純利益で、**6億1千万円**を計上することができました。



自己資本の状況

令和2年度の自己資本額は、利益の積上げにより

350億3千4百万円

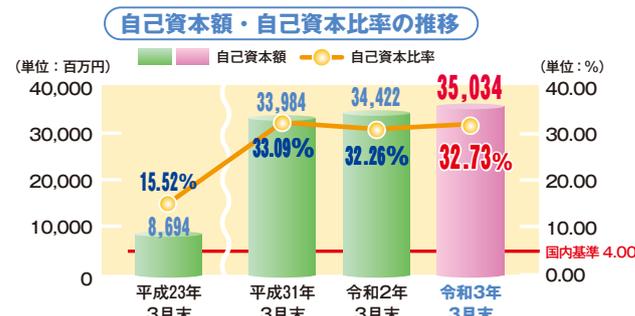
となり、財務基盤は万全となっております。

また自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る

32.73%となっております。

自己資本比率について

自己資本比率は、金融機関にとって体質強化の面からも重視されています。金融機関の経営は、資金調達を預金積金などの外部負債に大部分を委ねており、自己資本は外部負債に対する最終担保となるものですから、一般的に自己資本比率が高いほど財務の健全性が高いと言えます。



不良債権の状況

金融再生法ベースの債権区分による不良債権につきましては、

13億5千8百万円となり、不良債権比率は、**1.44%**となりました。

金融再生法開示債権

| 区分 | 平成31年3月末 | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 金融再生法上の不良債権 | 1,470 | 1,312 | 1,358 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1,027 | 484 | 423 |
| 危険債権 | 365 | 729 | 658 |
| 要管理債権 | 77 | 98 | 276 |
| 正常債権 | 88,462 | 90,820 | 92,799 |
| 債権合計 | 89,932 | 92,132 | 94,157 |
| 不良債権比率 | 1.63% | 1.42% | 1.44% |

(単位：百万円)

不良債権額及び不良債権比率の推移





金融再生法に基づく開示債権の状況

令和3年3月末の金融再生法開示債権の合計額は94,157百万円です。その中で不良債権とされる合計額は1,358百万円となっております。この不良債権に対しては、担保・保証等による保

全額◎と貸倒引当金④の合計額である保全額③により94.66%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

(単位:百万円)

| 区分 | 開示残高 ① | 保全額 ② | 担保・保証等 による回収 見込額③ | 貸倒 引当金 ④ | 保全率 ③ ① | 引当率 ④ ①-③ | |
|-------------------|-----------|----------|-------------------------|----------------|---------------|-----------------|---------|
| 金融再生法上の不良債権 | 令和2年3月末 | 1,312 | 1,178 | 485 | 693 | 89.83% | 83.87% |
| | 令和3年3月末 | 1,358 | 1,285 | 617 | 668 | 94.66% | 90.22% |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和2年3月末 | 484 | 484 | 151 | 333 | 100.00% | 100.00% |
| | 令和3年3月末 | 423 | 423 | 160 | 262 | 100.00% | 100.00% |
| 危険債権 | 令和2年3月末 | 729 | 636 | 291 | 345 | 87.31% | 78.89% |
| | 令和3年3月末 | 658 | 625 | 261 | 364 | 95.01% | 91.75% |
| 要管理債権 | 令和2年3月末 | 98 | 57 | 42 | 14 | 58.39% | 26.10% |
| | 令和3年3月末 | 276 | 236 | 196 | 40 | 85.65% | 50.60% |
| 正常債権 | 令和2年3月末 | 90,820 | — | — | — | — | — |
| | 令和3年3月末 | 92,799 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 令和2年3月末 | 92,132 | — | — | — | — | — |
| | 令和3年3月末 | 94,157 | — | — | — | — | — |

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

リスク管理債権の合計額は1,358百万円となっております。この債権に対しては、担保・保証等による保全額◎と貸倒引当金④により94.66%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

(単位:百万円)

| 区分 | 残高① | 担保・保証② | 貸倒引当金④ | 保全率 ②+④ ① | |
|-----------|---------|--------|--------|-----------------|---------|
| 破綻先債権 | 令和2年3月末 | 0 | — | 0 | 100.00% |
| | 令和3年3月末 | 41 | 34 | 6 | 100.00% |
| 延滞債権 | 令和2年3月末 | 1,199 | 442 | 664 | 92.28% |
| | 令和3年3月末 | 1,040 | 386 | 621 | 96.84% |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 令和2年3月末 | 21 | 17 | 3 | 100.00% |
| | 令和3年3月末 | 9 | 8 | 1 | 100.00% |
| 貸出条件緩和債権 | 令和2年3月末 | 77 | 24 | 11 | 47.03% |
| | 令和3年3月末 | 266 | 187 | 39 | 85.12% |
| 合計 | 令和2年3月末 | 1,298 | 485 | 679 | 89.72% |
| | 令和3年3月末 | 1,358 | 617 | 668 | 94.66% |

経営改善支援

令和2年度経営改善支援先の取組み実績

(単位:先数、%)

当金庫では、取引先企業の経営目標や経営課題の解決に向けて、外部専門機関とも連携し、各ステージに合わせたコンサルティング機能を発揮し、最適な提案を行うことにより支援を図っております。

| 債務者区分 | 期初債務者数 A | うち経営改善支援取組先 a | aのうち | | | 経営改善支援取組率 a/A | ランクアップ率 β/a | 経営改善計画策定率 δ/a |
|---------|-------------|------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|------------------|----------------|------------------|
| | | | αのうち期末に区分が上昇した先 β | αのうち期末に区分が変化しなかった先 γ | αのうち経営改善計画を策定した先 δ | | | |
| 正常先 | 668 | 2 | — | 2 | 1 | 0.2% | 0.0% | 50.0% |
| その他要注意先 | 232 | 32 | — | 27 | 28 | 13.7% | 0.0% | 87.5% |
| 要管理先 | 6 | 2 | — | 1 | 2 | 33.3% | 0.0% | 100.0% |
| 破綻懸念先 | 11 | 2 | — | 2 | 2 | 18.1% | 0.0% | 100.0% |
| 実質破綻先 | 17 | — | — | — | — | 0.0% | — | — |
| 破綻先 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 934 | 38 | — | 32 | 33 | 4.0% | 0.0% | 86.8% |

(注)みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

経営者保証に関するガイドライン

経営者保証に関するガイドラインへの取組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

| 項目 | 令和2年度 |
|---|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 127件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 17.66% |
| 保証契約を解除した件数 | 2件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る) | 0件 |

内部管理態勢

内部統制基本方針

経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る内部統制基本方針を定め、有効に機能させることで適切な経営管理（ガバナンス）態勢を構築してまいります。

業務の健全性・適切性を確保するための態勢

当金庫は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号及び同法施行規則第 23 条の

規程に基づき「内部統制基本方針」を定め、その態勢整備により「業務の健全性・適切性を確保」することとし、本方針に従って継続的に整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢

社会的責任と公共的使命を全うするための、全ての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考え、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動し、地域の皆様から信頼され支持されるよう努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任（CSR）と公共的使命を常に自覚し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全・堅実な業務運営に努めております。

また、当金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、役職員一人ひとりが高い倫理感を持って行動しなければならないと認識しております。組織的遵守態勢としては、本部に統括部署を設置、さらには本部各部及び営業部に「コンプライアンス責任者」を配

置し、日常業務における法令等遵守のチェックならびに教育指導を実施しており、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。さらに、公益通報者保護法施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に内部通報制度に関する規程等を定め、コンプライアンス態勢を強化しております。

今後もより一層のコンプライアンスに基づく行動を徹底し、信頼され選ばれる金融機関として取り組んでまいります。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る諸規定の整備、職員のコンプライアンス研修計画等、コンプライアンスを実現させるための実践計画で単年度更新されます。

- ① 各種研修会等の機会を通じ、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
- ② 臨店指導を実施し、法令等遵守状況等の検証をします。
- ③ 原則として毎月1回以上勉強会を実施し、認識の強化を図ります。
- ④ 本部関係部署と連携を密にし、年4回研修会を実施します。
- ⑤ コンプライアンス・オフィサー認定取得を推進します。
- ⑥ 苦情・クレーム等の発生要因を分析し、結果をフィードバックし、再発防止を図ります。
- ⑦ 年2回定期的に、コンプライアンス定期チェックを実施します。
- ⑧ リーガルチェックの徹底・強化を図ります。
- ⑨ 改正犯罪収益移転防止法の周知と遵守を図ります。
- ⑩ 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の周知と徹底を図ります。
- ⑪ マイナンバー制度の厳格な取扱いの周知徹底を図ります。
- ⑫ 優越的地位濫用防止の周知を図ります。
- ⑬ 利益相反取引の周知を図ります。
- ⑭ コンプライアンス6ヶ条誓約カードを携帯し、遵法精神の涵養を図ります。

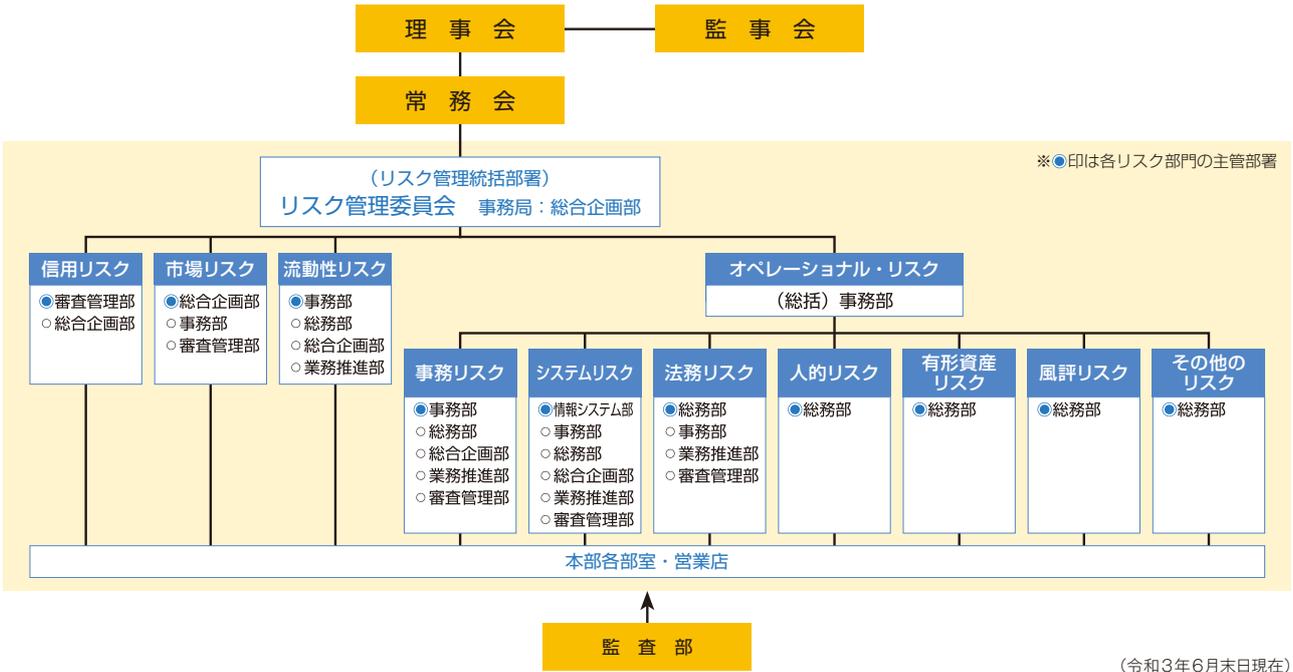


リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しています。こうしたなか、当金庫では、リスク管理を最重要課題と位置づけ、規程、要領の整備を

強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため統合的リスク管理統括部署として、リスク管理委員会を設置し、経営の健全性の維持向上に努めております。

■ リスク管理体制組織図



■ 対象とするリスク

| リスクカテゴリー | リスクの説明 |
|-------------|---|
| 信用リスク | 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。 |
| 市場リスク | 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。 ●価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。 ●為替リスク 外国為替相場の変動によって、外貨建資産の円換算での資産価値が変動するリスク。 |
| 流動性リスク | 流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●資金繰りリスク 当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 |
| オペレーショナルリスク | オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスクをいいます。 ●事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●システムリスク コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●法務リスク 当金庫の経営や顧客との取引等において、法令や庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、当金庫の信用失墜や法的責任追及を招き損失を被るリスクをいいます。 ●人的リスク 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。 ●有形資産リスク 地震、火災、風水害（台風・大雨・土砂崩れ・洪水）等による災害が発生した場合に、当金庫が保有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、損害・損失を被るリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、損失を被るリスクをいいます。 ●その他のリスク 上記区分に含まれない様々なリスク、例えば犯罪等の偶発的に発生する事故・事件等をいいます。 |

地域とともに
コーポレートデータ
業績のご報告（資料編）
営業のご案内

統合的リスク管理

当金庫では、把握可能なリスクの計量化に努め、その合計である統合リスク量が経営体力以内に収まるようリスクをコントロールすることで健全性を確保すること、及び配分されたリスク資本と結果としてのリターンを対比し、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合

的なリスク管理を行っております。

計測手法は、信用リスク及び市場リスクは VaR（バリュー・アット・リスク）、オペレーショナルリスクは基礎的手法を採用しております。

金融犯罪防止への取組み

近年、預金口座を不正に利用する「振り込め詐欺」等や、偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し等が社会問題となっております。こうした問題に対し、当金庫では、お客さまに安心して

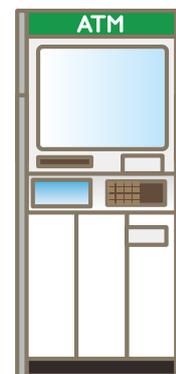
ご利用いただけるよう、各種対策を講じ、セキュリティの向上に努めるとともに、お客様の立場に立った対応を一層強化してまいります。

「振り込め詐欺」等による口座不正利用への対応

- 預金口座開設時に、お客様のご本人確認を徹底しております。
- ATM 等で行われた取引について、不正取引のモニタリングを行っております。
- 万が一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ております。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力のうえ、対応しております。
- 普通預金規程に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しております。
- 携帯電話が還付金詐欺等に利用される事例が多発していることを受け、ATM コーナーでの携帯電話利用を制限させていただいております。

キャッシュカード、ATM等のセキュリティ対応

- キャッシュカードの磁気ストライプ上の暗証番号をクリア
- 窓口及び ATM でのキャッシュカードの暗証番号変更受付
- 偽造キャッシュカードの被害に遭われた方に真摯な対応と説明を行う体制の構築
- 日常のキャッシュカード管理の厳格化等について、ポスター、ホームページ等による啓発
- 1日あたりの ATM による引出限度額を 50 万円に一律引き下げ（IC キャッシュカードは 100 万円）
- キャッシュカードの暗証番号登録・変更時に「推測されやすい番号」を注意喚起するシステムの導入
- キャッシュカード偽造防止のための IC キャッシュカードの導入
- ATM による「異常な取引」をチェックする体制の構築
- ATM に覗き見防止フィルムの貼付け
- ATM に暗証番号入力時、テンキーナンバーのシャッフル化
- 後方確認ミラーの設置
- 詐欺被害防止のため、ATM振込の一部利用制限（70歳以上で過去3年以上キャッシュカードによるATM振込実績がない口座）
- 詐欺被害防止のため、ATMでの現金出金限度額の一部利用制限（70歳以上で過去3年以上キャッシュカードによるATM現金出金のご利用がない口座）





お客様からの苦情・紛争等への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

苦情処理の措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しております。苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出ください。

あぶくま信用金庫 総務部

〒 975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目 4 番地
TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601

受付時間 当金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL (03) 3517-5825

受付時間 信用金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

紛争解決の措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（東京三弁護士会）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会

東京弁護士会紛争解決センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-0031

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3595-8588

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-2249

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00



各種方針・指針等

法令等遵守方針

当金庫は、地域金融機関として高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的責任（CSR）と使命を十分に認識し、地域社会から信頼される金庫経営を確立するため、「法令等遵守態勢」の確立を経営方針の柱の一つとして経営課題に掲げ、法令等遵守を重視した企業風土の醸成に努め、新たな法令や諸規則にも適切な対応を図るために、以下のような遵守方針を掲げ態勢強化に努めることとします。

I 法令等遵守に係る方針

1. 公共的使命・社会的責任の遂行

金融機関に求められる公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づく健全かつ適切な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信用・信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルートを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な業務運営を図る。

3. 法令に準拠した規程等の整備と正確な事務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務取扱規程等を整備し、更にリスクに強い態勢を整えることによって正確な事務運営を図る。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

5. 不正行為の早期発見と是正

コンプライアンス違反行為の通報及び公益通報者保護法に基づく職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図る。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等を取得します。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報等の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項、②営業店窓口係や得意先係が口頭でお客様から取得した事項、③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項、④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項、⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。
 - A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます。）の利用目的（利用目的）
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥

当性の判断のため

- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）
- ⑭信用金庫法施行規則第110条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ⑮信用金庫法施行規則第111条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引店までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正及び利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について、当金庫所定の用紙により開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。（リンクについて）

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行います。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつ



ましましては、お取引店または本部までご連絡ください。

金融業務における個人番号及び 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」といいます。)等に基づき、次のとおり、お客様の個人番号及び個人番号をその内容を含む個人情報(以下「特定個人情報」といいます。)の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うにあたり、法及び「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当金庫が、策定し別途公表している個人情報保護宣言、当金庫の諸規程を遵守します。

2. 個人番号の利用目的

①当金庫は、お客様の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱います。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。

②当金庫の個人番号の利用目的について、以下にて公表します。

- ・当金庫ホームページ
- ・当金庫営業店に備え付けのパンフレット

3. 安全管理措置

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当金庫は、お客様の特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

5. 照会・苦情等へのご対応

当金庫の特定個人情報等に関する照会や苦情につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 事務部事務管理課 TEL (0244) 23-5132

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商

品の重要事項説明について説明をいたします。

- 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客様に対し、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品をご提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりが加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ))

- 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます。)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付合計額(以下「保険金額等」といいます。)を次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ①診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
- ②診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
- ③疾病入院給付金：月額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
- ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関です。会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

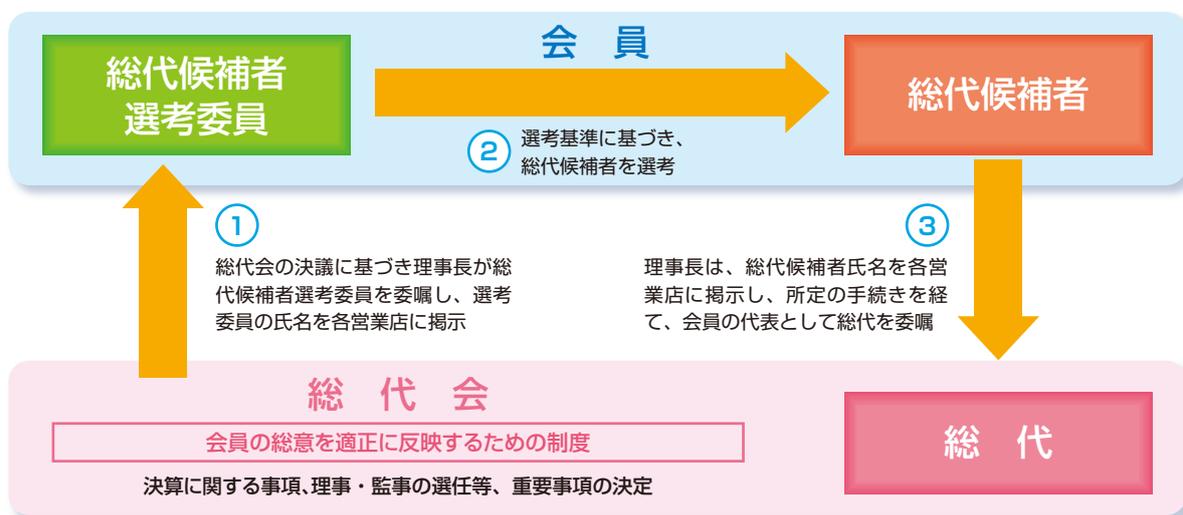
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定年は就任時点で満74歳を超えていない者です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和3年6月末日現在の総代数は100人、令和3年3月31日現在の会員数は12,131人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代会候補者選考基準^(注1)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代会候補者選考委員を選任する。^(注2)
- ② その総代会候補者選考委員が総代会候補者を選考する。
- ③ その総代会候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注1) 総代会候補者の選考基準

1. 総代会候補者は当金庫の会員でなければならない。
2. 総代会候補者の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識を持って正しい判断ができる者
 - ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他選考委員が適格と認めた者

(注2) 選考委員の選考基準

1. 総代会候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
2. 総代会候補者選考委員の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
 - ② 地域の事情に明るく、人格、識見ともに優れている者
 - ③ その他金庫が適格と認めた者



総代会の決議事項

総代会

令和3年6月16日、第71期通常総代会を開催し、次の事項について報告ならびに付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



●報告事項

(1)第71期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退の件
- 第3号議案 理事選任の件
- 第4号議案 監事選任の件
- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等

(令和3年6月30日現在)

| 区 | 総代数 | 区域別の構成比(%) | 氏名 (敬称略、五十音順) |
|----------------|------|------------|---|
| 第1区 (南相馬地区) | 48名 | 48.0 | 本店営業部 26名 太田由美子①・大和田 亨①・片山 高明⑨・鎌田 淳一④・河田祥一郎①・斎藤 健一③・佐藤 篤行⑬・志賀 吉延⑦・庄司 岳洋④・鈴木 昌一⑨・関場 直隆①・相馬ガスホールディングス(株)①・高橋 隆助⑤・長澤 初男③・中島 照夫⑤・林 洋平①・前田 一男③・松本 亮真①・武者 浩幸⑤・森 大輔③・森岡 宏二①・諸井 道雄②・門馬 浩二⑦・横山真由美③・渡邊 隆光⑤・渡部 武裕② |
| | | | 小高支店 10名 鎌田 淳一④・菅野 保夫⑤・佐々木貞雄③・佐藤大二郎①・志賀 貴幸②・林 靖③・松井 幸一④・三上 隆②・村上 輝実①・横川 徳明⑩ |
| | | | 東支店 9名 井上 禄也①・遠藤 充洋③・鈴木 規義⑦・武田 重成①・但野 英治③・田原 義久⑤・(福)南相馬福祉会②・森 里枝③・門馬 喬③ |
| | | | 飯館支店 3名 齋藤 達夫②・濱田 光弘③・渡邊 守男③ |
| 第2区 (福島地区) | 3名 | 3.0 | 浪江・大熊支店 3名 鈴木 充男④・戸川 聡③・林 富士雄③ |
| 第3区 (浪江地区) | 10名 | 10.0 | 浪江支店 8名 朝田 英洋②・石田 慎一⑥・泉田 征慶⑥・叶 経道⑧・下河邊行高⑤・鈴木 仁根①・前司 昭一④・横山 佳弘⑦ 双葉支店 2名 伊藤 哲雄①・佐々木清一⑥ |
| 第4区 (いわき地区) | 22名 | 22.0 | 富岡支店 6名 猪狩 昭彦③・坂本 邦仁⑨・鈴木 洋一③・西山由美子③・早川 恒久⑤・渡辺 吏② |
| | | | 広野支店 4名 猪狩 和見③・大和田幹雄②・根本 功②・吉田 稔③ |
| | | | 久之浜支店 2名 木村謙一郎③・白土 哲也⑦ |
| | | | 夜の森支店 3名 鹿島 栄子③・(福)福島県福祉事業協会④・山本 育男⑥ |
| | | | 大熊支店 1名 井上 文博⑩ |
| 第5区 (相馬地区) | 17名 | 17.0 | いわき支店 6名 岩本 哲児②・大越 俊正③・白岩不二男②・鈴木 健一②・(医)博文会①・半谷 正彦① 相馬支店 8名 伊藤 昇市①・大田 弘一①・(株)小野中村①・小泉 正人⑤・平間 武義⑦・フレスコ(株)①・鈴木 祐治②・若竹 信雄① 新地支店 4名 遠藤 満③・齋藤 利宏②・目黒 博樹③・目黒 雅夫③ 亘理支店 5名 門澤 俊夫②・齋藤 忠良⑦・高橋 良一②・日幸電機(株)②・安田 健① |
| 合計 | 100名 | 100.0 | |

※丸数字は総代の就任回数です。

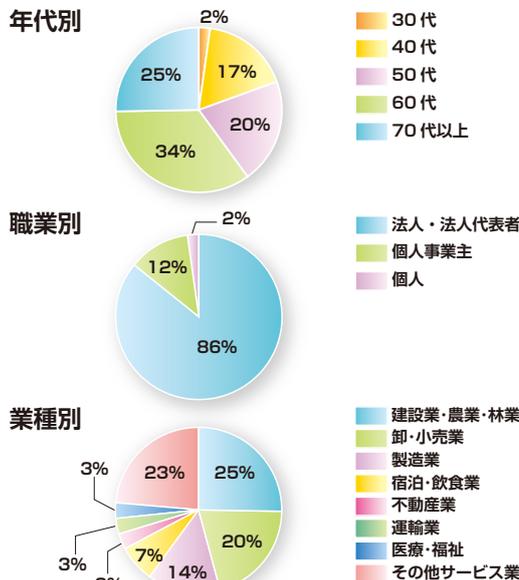
当金庫の地区を5区の選任区域に分け各選任区域ごとに総代の定数を定めております。

1. 総代候補者選考委員の選任 ① 総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱
② 選考委員の氏名を店頭に掲示

2. 総代候補者の選考 ① 選考委員が総代候補者を選考
② 理事長に報告
③ 総代候補者の氏名を1週間以上店頭掲示
④ 上記提示について福島民報に公告 ※異議申出期間(公告後2週間以内)

3. 総代の選任
会員から異議がない場合、または選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者
選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者
該当総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上
該当総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満
(a・bいずれかを選択)
a 他の候補者を選考
b 欠員(選考を行わない)
理事長は総代に委嘱
総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

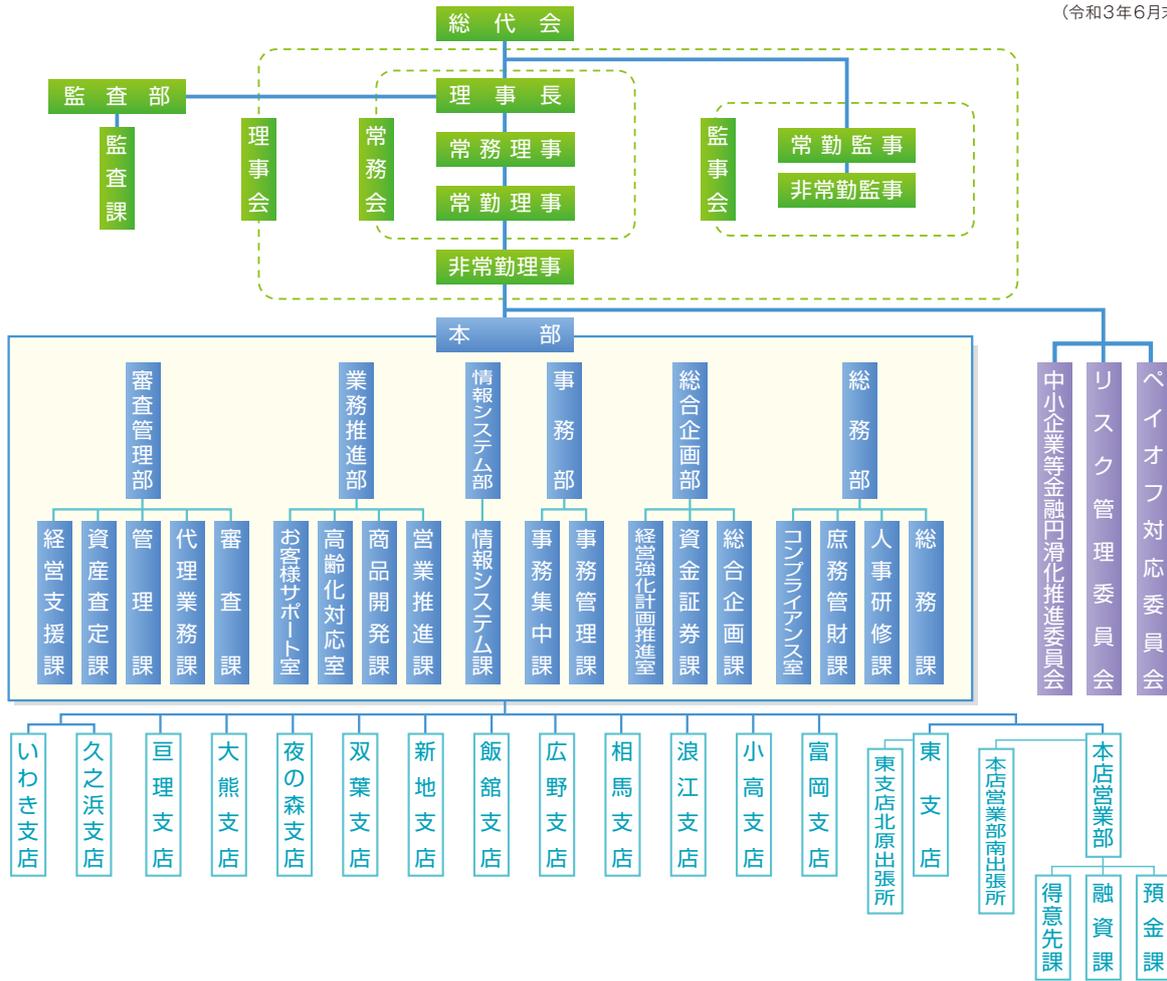
総代の年代別・職業別・業種別構成比



※年代別の構成比は法人を、業種別の構成比は個人を除きます。

あぶくま信用金庫 組織図

(令和3年6月末日現在)



役員一覧

役員 (令和3年6月末日現在)

| | | | |
|----------------|-------|---------------------|-------|
| 理事長 (代表理事) | 太田 福裕 | 非常勤理事 ^{*1} | 只野 裕一 |
| 常務理事 (代表理事) | 白岩 剛 | 非常勤理事 ^{*1} | 石川 俊幸 |
| 常務理事 | 折笠 晴久 | 非常勤理事 | 渡邊 健一 |
| 常勤理事 | 末永 浩 | 常勤監事 | 佐藤 高義 |
| 常勤理事 | 武田 淳一 | 非常勤監事 ^{*2} | 平間 廣 |
| | | 非常勤監事 | 鈴木 伸之 |

※1 「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



後列 左より/末永 浩 常勤理事、折笠晴久 常務理事、
 白岩 剛 常務理事、武田淳一 常勤理事、
 佐藤高義 常勤監事、渡邊健一 非常勤理事
 前列 左より/石川俊幸 非常勤理事、只野裕一 非常勤理事、
 太田福裕 理事長、平間 廣 非常勤監事、
 鈴木伸之 非常勤監事

職員の状況及び新卒者採用実績 (令和3年3月末日現在)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 職員数 | 105人 | 104人 | 99人 |
| 男性 | 67人 | 64人 | 61人 |
| 女性 | 38人 | 40人 | 38人 |
| 平均年齢 | 36歳11月 | 37歳7月 | 37歳6月 |
| 平均勤続年数 | 14年4月 | 14年10月 | 14年10月 |
| 新卒者採用実績 | 14人 | 7人 | 5人 |